

京都市立病院整備運営事業  
「実施方針(変更版)」に関する質問回答

No	ページ	該当箇所							タイトル	質問	回答			
		本文												
		第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)						
									別紙					
1	7	1	1	6	ウ				大規模修繕	「修繕には、大規模修繕は含まれない。詳細は、要求水準書において提示する。」とありますが、この度公表された業務要求水準書(案)のどの部分に提示されていますでしょうか。	大規模修繕は、事業者の業務として想定しておりません。また、病院としても、事業期間中において大規模修繕を行う予定はなく、その前提で、要求水準書をまとめています。修繕業務は、「要求水準書4」において記載している修繕業務が該当しますが、これには、大規模修繕は含まれません。また、「要求水準書1」p18の費用負担区分や、「要求水準書2」p10 3文中に、既存施設の更新、修繕において、大規模修繕は想定していないことを明記しております。			
2	10	1	1	8	オ				環境・衛生関連法令	グリーン購入法は環境・衛生関連法令に列挙されておりませんが、電気温水器(給湯器)については、窒素酸化物の排出や近年問題となっているヒートアイランド現象に影響する廃熱、騒音等を含めて環境性をトータルに評価した場合、負荷平準化に資し、環境負荷の少ない機器であると判断されますので、グリーン購入法適合品以外の機器であっても提案可能であるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、根拠資料、比較資料、データ等の提出を求めます。			
3	15	2	4	1					応募者の構成等	電子交換機及び情報ネットワークと病院総合情報システムの連携など、院内の情報、通信の基幹システムの整備や統合運用に当たっては、この分野での高度なノウハウや経験を有し、関連業務を横断的に管理・遂行できる企業の参加が必要と考えます。また、要求水準書2及び3において「情報通信設備」「電話設備」等の更新も要求されていることから院内の情報・通信に係わる業務を統括する企業も主要協力企業とすべきと考えますが、いかがでしょうか?	業務の重要性は認識していますが、当該業務を担当する企業を主要協力企業とすることを義務付けることまでは想定しておりません。			